

英語指導講師派遣事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の目的

本事業は、国際化社会に対応した教育施策の一環として、小中学生に生きた英語に接する機会を提供し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際感覚の養成と国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

専門的知識や経験等を生かし、より効果的・効率的に事業を実施できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により契約候補事業者を決定する。

2. 事業の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業名称 | 英語指導講師派遣事業 |
| (2) 業務内容 | 英語指導講師派遣事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。 |
| (3) 業務期間 | 2022年4月1日から2025年3月31日（3か年） |
| (4) 提案上限額 | 金58,905,000円（3年総額）
上限額には消費税及び地方消費税を含む |

3. 参加資格

- (1) 公告日現在、令和2・3年度館山市入札参加適格者名簿に登載されており、委託の分類「(大分類)人材派遣(中分類)外国語指導助手(A L T)」に登載されている者
- (2) 本件プロポーザルの公告日から当該審査日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象工事の入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 過去5年以内に、国又は地方公共団体において外国語指導助手(A L T)に関する業務を受託し、契約を履行完了した実績がある者（複数年契約で履行を継続している場合は1年以上経過している者）

4. 業者選定スケジュール

業者選定等に関するスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日
事業告示	令和3年11月26日(金)
質問受付期限	令和3年12月3日(金) (回答は、随時、館山市HPで公開)
企画提案書提出期限	令和4年1月6日(木) 17:00 必着
ヒアリング審査	令和4年1月13日(木) 時間未定
業者決定通知	令和4年1月21日(金) までに通知

5. 企画提案の方法

企画提案に参加を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式番号	提出部数
提案者の概要	様式第1号(任意様式可)	10部
業務実績	様式第2号	10部
業務実施体制	様式第3号	10部
仕様書「2事業の目的」「6指導内容等」に係る提案	様式第4号(任意様式可)	10部
講師採用、管理体制に係る提案	様式第5号(任意様式可)	10部
質疑書	様式第6号	1部(必要な場合のみ)
見積書	事業者の様式【様式集の支払内訳書を添付】	1部(綴らず別に提出)

仕様書「2事業の目的」「6指導内容等」に係る提案には、提案上限額の範囲内で、派遣できる講師の人数、講師1人あたりの派遣日数を明記すること。人数及び派遣日数の算出にあたっては、仕様書別紙1「基本的な指導計画」に示す「5指導学級数」「6日課」「7その他」を参照すること。

見積書には、館山市入札参加業者適格者名簿に登載された事業者名、代表者名、住所を記載し、押印すること。なお、消費税を含む総額を表示すること。

(2) 提出書類作成要領

企画提案書のサイズはA4判縦とし、～の順に並べ、下部にページ番号を記載し、左上部を綴じたものを10部提出する。なお、任意様式によりA3判を使用する場合は、A4判サイズに折り込み、提出すること。

文字サイズは10.5ポイント以上とし、簡潔、明瞭に記載することとし、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。なお、文章を補完するために必要なイラスト、イメージ図等の挿入を認める。

カラー印刷での提出を認める。

提出書類のボリュームは問わないが、プレゼンテーション時間(25分以内)を考慮し、適正なものとする。

見積書金額の総額と支払内訳書の合計額は一致すること。

(3) 提出書類の部数

上記(2)により作成したものを事業者名入り1部、事業者名等が入っていないものを9部提出すること。

(4) 提出方法等

提出方法：持参又は書留郵便等(提出期限必着)

提出期限：令和4年1月6日(木)

提出場所：〒294-8601 館山市北条1145番地の1

館山市教育委員会 教育部 教育総務課(館山市役所本館3階)

TEL 0470-22-3694 FAX 0470-25-5605

E-mail kyousoumu@city.tateyama.chiba.jp

6. 質疑について

本企画提案の内容に関する質疑は、次のとおり書面の提出によってのみ受け付ける。

提出方法：質疑書(様式第6号)に質疑事項を記入し、持参、郵送、ファックス又は、電子メール添付により提出すること。(持参以外は要電話連絡)

提出場所：5(4)に同じ。

提出期限：令和3年12月3日(金)

回答方法：質問に対する回答は、館山市ホームページにより随時公表する。なお、個別回答は行わない。また、説明会は開催しない。

7. 提出書類の審査

(1) 審査方法

提出書類等の審査を厳正かつ公正に行うため、英語指導講師派遣事業プロポーザル審査委員会を設置し、審査を行う。提出された企画提案書による書類審査、見積り金額及びヒアリング審査の総合的な評価により候補者を選定する。

(2) ヒアリング審査

企画提案書について説明を行う(提案説明25分以内、質疑応答15分程度)

出席者は合計2名以内とし、必ず業務を受託した場合の担当責任者を出席させること。

必要な機器等は各事業者が用意すること。但し、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、使用する場合は事前に申し出ること。

ヒアリング審査は企画提案書の提出順に行うこととし、提案者は審査委員に事業者名等を伏せた説明を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の状況等により、オンラインでのヒアリング審査に変更する場合がある。その際は別途通知する。

(3) 日時及び会場

開催日時：令和4年1月13日(木)

時間未定：詳細は別途通知

開催場所：館山市役所2号館2会議室

詳細(集合場所等)は別途通知

(4) 審査評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1. 会社概要等 (5点)	会社概要, 基本理念(方針), 体制図, 実績	5点
2. 業務に対する 取組 (30点)	(1) 学習指導要領(平成29年3月告示)による外国語活動と外国語科に関する理解	5点
	(2) 教材開発や授業プランの提案	10点
	(3) 教職員の授業力向上, 外国語指導に関する指導計画作成等のサポート	10点
	(4) 外国語活動以外の対応(学校行事, 特別活動等)	5点
3. 講師採用等 (5点)	採用(基準, 条件, 方法等)及び研修(内容, 方法, 体制等)	5点
4. 管理体制 (30点)	(1) 管理体制(配置, 労務管理, 健康管理, 連絡体制, マニュアル, 法令遵守, 勤務評価, 学校からの要望対応等)	20点
	(2) 緊急時対応(事故, 欠員, トラブル, 緊急時の連絡体制等)	10点
5. 金額	最低提案価格の業者を1位(30点)とし, 2位以下の業者は最低提案価格/当該業者提案価格×30点とし, 配点する。	30点
合計		100点

評価方法は「絶対評価」とし, 採点基準は以下のとおりとする。

判断基準	乗率	15点満点	10点満点	5点満点
創意・工夫があり, 特に優れた内容である	×1.0	15点	10点	5点
優れた内容である	×0.8	12点	8点	4点
平均的な内容である	×0.6	9点	6点	3点
仕様は満たしているが, 内容が乏しい	×0.4	6点	4点	2点
提案が出来ていない	×0.0	0点	0点	0点

金額を除く評価項目の点数(配点70点)について, 審査委員全員の平均点が4.2点(平均的な内容)未満の団体は失格とする。

審査委員全員の平均点(小数点第3位以下切り捨て)に価格評価点(小数点第3位以下切り捨て)を加え, 点数の上位提案者から順位付けを行い, 第1位の者を優先交渉権者とする。

(5) 審査結果について

企画提案審査結果は, 企画提案書を提出し, ヒアリング審査に参加した全ての事業者に対し電子メールにより通知する。また, 審査結果(事業者名及び評価点)は館山市ホームページで公表する。

8．失格要因

- (1) 提出方法，提出場所，提出期限等に合致しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 記載すべき事項の全部，又は一部が記載されていないもの。
- (4) 選考の公平性を害する内容が記載されているもの。
- (5) 提案上限額を超えた見積書を提出したもの。
- (6) 本要領「3．参加資格」に示す要件を満たしていないと判断される場合，又は契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (7) その他，審査委員会が不適格と認めたもの。

9．契約の締結

- (1) 契約候補事業者として選定された者と業務の詳細等を協議の上，契約を締結する。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)
- (2) 契約候補事業者として選定された者は，本市との協議が整い次第，速やかに契約手続きを行うこととする。
- (3) 契約金額は，契約候補事業者が示した本プロポーザルで示した本業務に係る費用の合計金額とする。但し，双方協議の上，提案のあった企画内容等を見直した場合はこの限りではない。
- (4) 契約候補事業者に事故があり，契約締結が不可能となった場合又は契約候補事業者と協議が整わない場合，次点となった事業者と業務の詳細を協議の上，契約を締結する。
- (5) 契約に係る前払金の支払いは行わない。

10．その他

- (1) 提出書類等の作成，ヒアリング審査会等に係る経費は全て提案事業者の負担とし，提出された書類は返却しない。また，提出期限以降における提出書類の差し替え，再提出等は認めない。
- (2) 提出書類に記載した担当者は，病気・死亡等の極めて特別な事情を除き，変更することはできない。
- (3) 企画提案書を提出後にプロポーザルへの参加を辞退するときは，書面（任意書式）により，その旨を届け出ること。なお，提出期限までに企画書等の提出がされなかったとき，又はヒアリング審査に遅れた場合はこのプロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
- (4) 提案事業者が1者であっても優先交渉権者の決定を行う。但し，価格評価点(30点)を除く評価項目の点数(70点)について，審査委員全員の平均点が4.2点(平均的な内容)以上の場合に限る。
- (5) 既成の写真・イラスト等を使用する場合は，必ず提出承諾を得てから行うこと。
- (6) 提出された書類は本プロポーザルにかかる審査以外には利用せず，原則公表しない。但し，本業務に係る情報公開請求があった場合は，館山市情報公開条例に基づき，提出された書類を公表することがある。
- (6) 審査結果について異議申し立ては認めない。

10 . 問合せ・質問・企画書等提出場所

〒294 - 8601 館山市北条1145番地の1

館山市教育委員会 教育部 教育総務課（館山市役所本館3階）

担当：学校教育係 戸波

TEL：0470 - 22 - 3694

FAX：0470 - 25 - 5605

E-mail：kyousoumu@city.tateyama.chiba.jp